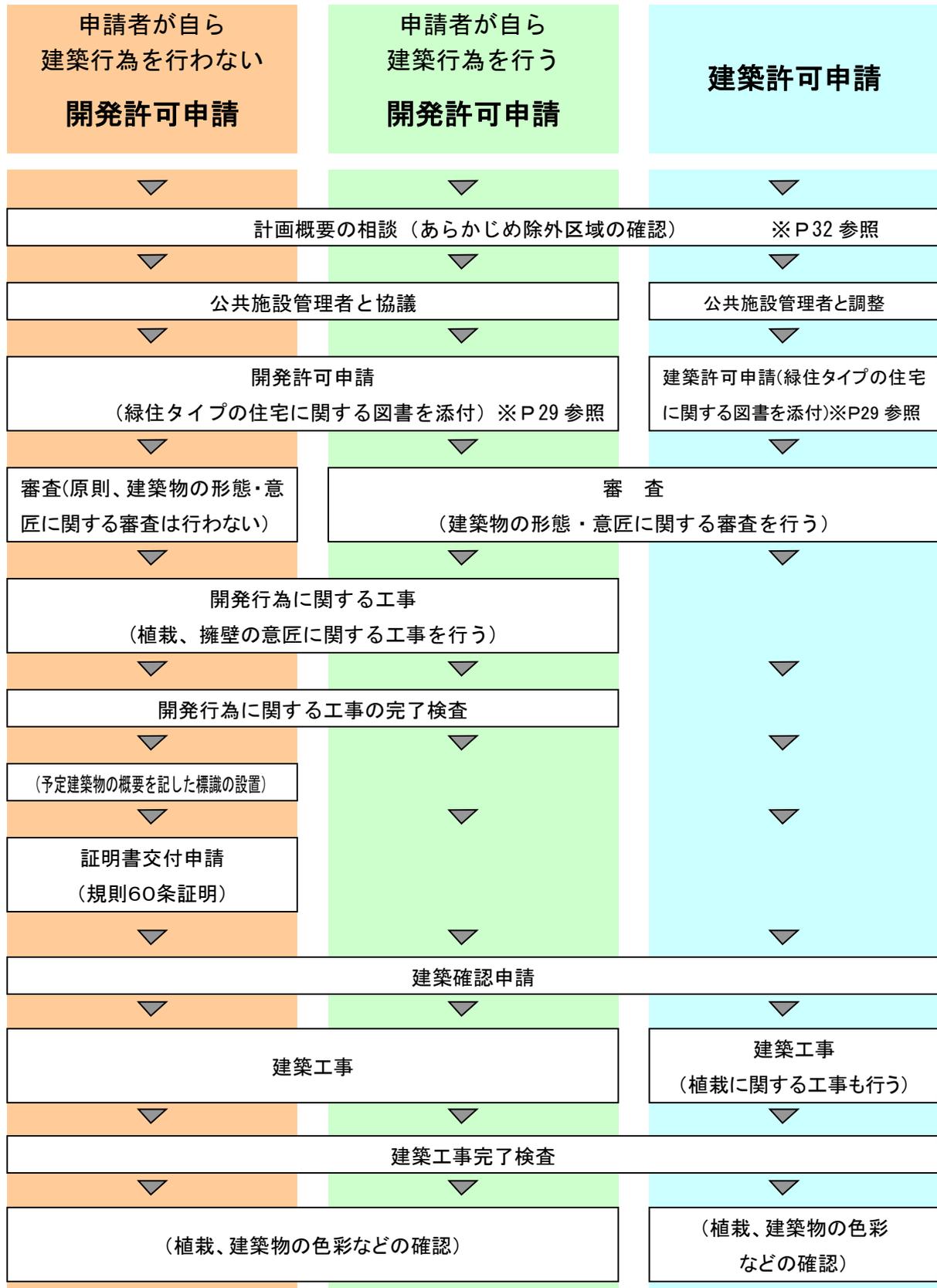


○緑住タイプの建築工事完了までのプロセス

緑住タイプで住宅を建築する場合は、通常の手続きのほかに次の（ ）の手続きが必要となります



○緑住タイプの開発許可申請等の添付図書

(1) 緑住タイプの住宅の概要書

緑住タイプの住宅の概要書

敷地の所在 (宅地番号等)	小田原市			
小田原市景観 計画上の地区	市内全域 ・ 小田原大井線沿道地区 ・ 穴部国府津線沿道地区			
※建築主の住所 及び氏名				
開発の目的	(自己・建売)住宅 ・ 建築条件付宅地分譲 ・ その他()			
敷地の内容	敷地面積	m ²	接道長(路地状 部分の最小幅員)	m
※建築物の内容	建築面積	m ²	建ぺい率	%
	延べ面積	m ²	容積率	%
	最高の高さ	m	最高の軒の 高さ	m
	壁面後退距離 (道路側)	m	壁面後退距離 (その他)	m
植栽の内容	植栽地の積 面	m ²	緑地率	%
擁壁の内容	構造・材質		仕上	げ
※屋根の内容	材 質		色 彩 (マンセル値)	
※外壁の内容	材 質		色 彩 (マンセル値)	
備考				

注意 (1) この概要書は1区画ごとに作成してください。

(2) 色彩判断資料(サンプル等)を添付して下さい。

(3) 許可申請者が自ら緑住タイプの住宅の建築のために行うものでない許可申請書に添付する場合は、※印欄の記入は不要です。

(2) 添付図面

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	開発区域の境界、区域区分の境界、市街化区域からの距離など	1:2,500	1 都市計画基本図を使用すること。 2 区域区分の境界は都市計画の図書により確認すること。
連たん区域図	開発区域の境界、連たんする敷地の境界、連たんする敷地から開発区域の最遠部の距離、連たんする建築物の用途など	1:2,000 以上	連たんする敷地から開発区域の最遠部分の距離の表示は実測値を記載すること。
配置図	敷地の境界、建築物の位置(道路及び隣地からの距離)、土地の高低、建築物の各部分の高さ、道路の幅員、擁壁の位置など	1:200 以上	
各階平面図	各室の用途、床面積など	1:100 以上	
2面以上の立面図	屋根及び外周部の仕上げ材、色彩など	1:100 以上	類似の色で表示すること。
2面以上の断面図	軒・ひさしの出、各部分の高さなど	1:100 以上	
植栽配置図・家庭菜園配置図	植栽・家庭菜園の位置、高木・中木・低木等の別、樹種、樹高など	1:100 以上	1 高木・中木・低木等の別は、面積がわかるよう円で表示すること。 2 計算表を添付すること。
擁壁の仕上げに関する図面	材料、化粧等の状況、色彩など	1:100 以上	1 設置する場合に添付すること。 2 展開図などに類似の色で表示すること。

※申請者が自ら緑住タイプの住宅の建築のために行うものでない開発許可申請書への添付は、配置図、各階平面図、2面以上の立面図、2面以上の断面図は除く。

○問い合わせ窓口一覧

(1) 除外区域について

除外区域の名称	問い合わせ先	電話番号
災害の発生のおそれのある土地の区域		
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域(土砂災害防止法)	県西土木事務所小田原土木センター 河川砂防第二課	0465 (34)4141
急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地法)		
砂防指定地(砂防法)		
優良な集団農地の区域		
農振農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律)	小田原市農政課	0465 (33)1496
甲種農地及び第一種農地(農地法)	小田原市農業委員会	0465 (33)1748
優れた自然の風景を維持する等の土地の区域		
富士箱根伊豆国立公園の特別地域(自然公園法)	環境省 箱根自然環境事務所	0460 (84)8727
自然環境保全地域(神奈川県自然環境保全条例)	西湘地域県政総合センター 環境調整課	0465 (32)8000
保安林、保安林予定森林、保安施設地区(森林法)	西湘地域県政総合センター 森林課	
野生の生き物保護区(小田原市緑と生き物を守り育てる条例)	小田原市環境保護課	0465 (33)1481
その他の規則で定める土地の区域		
計画的市街地整備を予定している区域	小田原市都市計画課	0465 (33)1571

注) 各区域の確認は、「問い合わせ先」に記載されている**窓口**で行ってください。

(2) 小田原市景観計画について

小田原市まちづくり交通課 (0465-33-1573) が窓口となります。

(3) その他の基準に関する事項について

小田原市開発審査課が窓口となります。